令和８年（フ）第２３７６号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１―303号
債務者　岩澤めぐみ
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３３号
横浜市西区境之谷113番地42
債務者　山田ウィルマこと　ヤマダ　ウィルマ　デソヨ（ＹＡＭＡＤＡ　ＷＩＬＭＡ　ＤＥ　ＳＯＹＯ）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７号
長野県岡谷市長地片間町一丁目８番９号
債務者　髙橋　咲希
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第５３０号
兵庫県西宮市平木町３番４―303号
債務者　川越　義暢
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８７号
兵庫県尼崎市富松町３丁目23番６号　ａｂｃビル　203
債務者　徳山　隆士
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５９１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―618号
債務者　寺川　禮子（法定代理人成年後見人一般社団法人Ｒｉｇｈｔｓ）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１２８号
島根県松江市南平台21番18号
債務者　青柳　智也
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２４号
代替住所Ａ（旧住所　山口県宇部市西宇部南１丁目３番35―３号）
債務者　小山　貞美
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１２８号
山口県山陽小野田市大字小野田4634番地８、前住所山口県宇部市大字東須恵3383番地12　コーポ西村　212号
債務者　植田　一成
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第４４６号
大分県津久見市大字津久見242番地
債務者　迫　祥次郎
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６４号
大分市大字志生木835番地
債務者　姫野　伸二
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８０号
大分市下郡中央１丁目１番８―104号　ＹＵＳＨＩＡＮ
債務者　橋爪　　諒
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６７号
宮崎県延岡市平原町１丁目715番地３　アーバンコート平原103、前住所宮崎県延岡市鶴ケ丘２丁目2021番地92
債務者　長野　行成
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１７１号
宮崎県日向市大字財光寺275番地１　桂ハイツ106号
債務者　坂本ひろ子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第８３号
岩手県一関市室根町矢越字松原78番地、住民票上の住所岩手県一関市千厩町清田字田畑24番地４
債務者　小山　賢也
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第２３号
栃木県真岡市亀山三丁目５番地11　ニューライジング　サン　206号室、旧住所栃木県大田原市中田原548番地４　ａ　ｌａ　ｍｏｄｅ101
債務者　伊藤由美子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第１８７号
富山県富山市大町34番地22、前住所東京都杉並区上高井戸一丁目18番１号　フェニックス芦花公園駅前壱番館　304
債務者　東海　美穂
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
富山地方裁判所民事部